# （別紙様式１－１）

年　月　日

（地方農政局等長名を記載）　殿

※輸出支援課に申請する場合は輸出・国際局長

申請者

住　所

氏　名

（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

カタール向け輸出水産食品証明書発行申請書

　下記輸出水産食品に関し、証明書の発行を申請したく、関係書類を添えて申請します。

記

１．輸出水産食品の詳細（日本語・英語併記のこと）

（１）輸出者の名称、所在地

（２）輸入者の名称、所在地

（３）原産国等の名称（天然・養殖の製品が双方存在する場合は、チェックの後ろに追記）

　　□天然

　　□養殖

（４）取扱施設の名称、所在地（加工施設か保管施設かを明記）

（５）出港地

（６）出港日

（７）到着地

（８）輸送方法（以下のア．からウ．までのいずれか１つにチェック）

　　□ア．航空機　□イ．船舶　□ウ．その他（具体的な方法を記載：　　　　　）

（９）輸送機関の名称（航空機の便名、船舶の名称等）

（10）輸出水産食品の名称、学名及び製品区分　（次のア．からオ．までのいずれか１つにチェック）

□ア．魚類　□イ．軟体動物　□ウ．甲殻類 □エ．水産物　□オ．その他  
（※　「未加工品」及び「簡易な加工品」にあっては、当該食品の英名を記載することとし、それ以外の加工品にあっては、商品名や当該食品の内容が分かる一般的な名称を記載すること。また、貨物に複数の品目を含む場合には、製品区分を品目ごとに記載すること。）

（11）輸出水産食品のHSコード　（６桁で記載）

（12）輸出水産食品ごとの正味重量、梱包数、包装形態

（13）製品温度（次のア．からウ．までのあてはまるものにチェック）

　　□ア．常温　□イ．冷蔵　□ウ．冷凍

（14）コンテナ番号及び封印番号

（※　申請時に不明なときは、証明書発行までに、任意の様式により証明書発行機関に届出を行うこと）

２．官能検査実施結果

品質確認者氏名　　　　　官能検査実施日

３．誓約事項

　　当該輸出水産食品は次の内容を満たすものであることを誓約する。

（１）上記の記載事項が正しいこと。

（２）関税法（昭和29年法律第61号）第２条第１項第４号の「内国貨物」であること。

（３）調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。

（４）証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請書の記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること。

（５）カタール政府が要求する以下の条件を満たすものであること。

　　ア．当該輸出水産食品は、食品衛生法に基づき生産・加工されており、人の消費に適したものであること。

　　イ．当該輸出水産食品は、管轄官庁の監督指導の下にある施設において加工等がなされたものであること。

ウ．当該輸出水産食品は、コーデックス規格(CAC/RCP 52-2003)とHACCPに準じて、適切に取り扱われていること。

エ．当該輸出水産食品に、別紙様式３のAttestationのc.に記載された疾病等がみられないこと。（輸出の都度、別添１及び別添２に規定する検査が実施され、病気又は感染症による潰瘍、出血、退色、白斑等の目に見える異状が認められないこと。）

（別紙様式１－２）

年　　月　　日

（地方農政局等長名を記載）　殿

※別紙様式１－１の申請書を輸出支援課に提出していた場合は輸出・国際局長

申請者

住　所

氏　名

電話番号

（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

カタール向け輸出水産食品証明書発行申請書に係る届出書

　○月○日に申請した別添（別紙様式１－１の写し）の貨物について、下記のとおりコンテナ番号及び封印番号が判明したので届け出ます。

記

１．コンテナ番号

２．封印番号

# （別紙様式２）

年　　月　　日

カタール向け輸出水産食品の官能検査等実施記録

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 輸出水産食品の名称 |  | | |
| 輸出予定年月日 |  | 品質確認者氏名 |  |

官能検査

（１）外観の確認が可能な食品の判定基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 判定基準 | 品質確認者氏名 |
| 外観 | 病気/感染症による潰瘍、出血、退色、白斑等目に見える異常が認められないこと。 |  |

* 品質確認者は、官能検査を実施し、署名すること。

（２）外観の確認が困難な食品の確認

|  |  |
| --- | --- |
| 判定基準 | 品質確認者氏名 |
| ①加熱加工されていること。（製造工程表等により確認）  （例１）密封の状態で加熱殺菌された製品（121℃3.6分間）  （例２）低温殺菌された製品（90℃10分間）  （例３）機械で乾燥された内臓除去製品（100℃30分間）  （例４）魚油、魚粉 |  |
| ②原材料が（１）の判定基準を満たしていること。（誓約等により確認） |  |

* 上記①、②のいずれかを満たしていること。

# （別紙様式４）

番 号

年　　月　　日

輸出支援課長　殿

地方農政局経営・事業支援部長

北海道農政事務所生産経営産業部長

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

カタール向け輸出水産食品証明書発行件数報告

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの間に発行したカタール向け輸出水産食品の証明書について下記のとおり報告します。

記

１．証明書発行件数（取消願による取消を除く）

２．担当者の連絡先（氏名、電話番号及びメールアドレス）

（※　別紙様式１－１の写しを添付すること）

# （別紙様式５）

年　　月　　日

証明書発行機関長　殿

※輸出支援課に申請する場合は輸出・国際局長

申請者

住所

氏名

（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

カタール向け輸出水産食品証明書発行申請の取消願

　○月○日付けで申請したカタール向け輸出水産食品の証明書について、証明書発行申請を取り消したく、下記のとおり申請します。

記

取消理由：

（※　別紙様式１－１の証明書発行申請書の写し及び証明書（原本が紙の場合）の発行を受けているときは当該証明書の原本を添付すること。）